平成２５年（フ）第４９６号
熊本県菊池郡菊陽町花立１丁目５番２―102号　モイセス花立B、前住所熊本県菊池郡菊陽町花立１丁目12番２号
債務者　田代　和子（旧姓片山）
1　決定年月日時　平成25年８月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月９日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第２１２号
鹿児島県日置市伊集院町徳重190番地２
債務者　平川　僚一
法定代理人成年後見人　平川　僚作
1　決定年月日時　平成25年８月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月９日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２５年（フ）第２４８号
鹿児島県鹿児島市新屋敷町６番２号　道地ビル301号
債務者　里　タニ子
1　決定年月日時　平成25年８月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月９日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２５年（フ）第２４９号
鹿児島県鹿児島市皇徳寺台５丁目３番６―25号
債務者　坂本　英作
1　決定年月日時　平成25年８月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月９日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２５年（フ）第２５５号
鹿児島県いちき串木野市住吉町４番地
債務者　流川　真二
1　決定年月日時　平成25年８月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月９日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２５年（フ）第２６５号
鹿児島県鹿児島市大黒町３番26号　幸屋ビル601号
債務者　吉守実菜子
1　決定年月日時　平成25年８月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月９日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２５年（フ）第２６８号
鹿児島県鹿児島市東谷山２丁目18番５号　上園アパート103号
債務者　迫田　正広
1　決定年月日時　平成25年８月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月９日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２５年（フ）第２７０号
鹿児島県鹿児島市郡元２丁目２番15号　吉田ハイツ102号
債務者　倉内　裕子
1　決定年月日時　平成25年８月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月９日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２５年（フ）第２２１号
函館市中島町24番10号
債務者　前田　秀春
1　決定年月日時　平成25年８月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月３日まで
函館地方裁判所

平成２５年（フ）第２４７号
函館市末広町２番14号
債務者　根元　秀子
1　決定年月日時　平成25年８月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月３日まで
函館地方裁判所

平成２５年（フ）第１７号
宮城県登米市迫町佐沼字中江４丁目８―15　パルパルビル３F、住民票上の住所青森県むつ市横迎町１丁目15番19号　菊池アパート２号
債務者　木田　隆一
1　決定年月日時　平成25年８月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月４日まで
仙台地方裁判所登米支部

平成２５年（フ）第６５号
三重県志摩市磯部町山原315番地81
債務者　細野由美子
1　決定年月日時　平成25年８月15日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月４日まで
津地方裁判所伊勢支部破産係

平成２５年（フ）第９号
北海道稚内市中央４丁目５番８―402号
債務者　南場　克彦
1　決定年月日時　平成25年８月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月８日まで
旭川地方裁判所稚内支部

平成２５年（フ）第３９６号
埼玉県ふじみ野市上野台１丁目１番３棟102号
債務者　飯田　　實
1　決定年月日時　平成25年８月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月８日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２５年（フ）第１０４４号
札幌市白石区本郷通13丁目北６番10号　夢灯館206号
債務者　川村　哲夫
1　決定年月日時　平成25年８月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月９日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１１８８号
札幌市北区麻生町１丁目４番10号　グランフォリア105号
債務者　盛　　辰也
1　決定年月日時　平成25年８月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月９日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１３８６号
北海道石狩市花川北１条４丁目111番地
債務者　石井　昭伸
1　決定年月日時　平成25年８月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月９日まで
札幌地方裁判所民事第４部